

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 6 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 17 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類取締法第 17 条第 1 項第 1 号～第 3 号・第 5 号・第 6 号、第 2 項（譲渡又は譲受けの許可）</li> <li>・ 火薬類取締法第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則）</li> <li>・ 火薬類取締法施行令第 12 条（猟銃用火薬等）</li> <li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 2 条（譲渡の許可の申請）</li> <li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条（譲受けの許可の申請）</li> <li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 4 条（無許可譲受数量）</li> <li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 13 条（申請及び届出の手續）</li> </ul>
<p>審 査 基 準：</p> <p>銃砲を所持しない者又は輸入しない者が実包を譲り受けようとする場合等、火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。</p>
標 準 処 理 期 間：3 日
申 請 先：所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：